

大分県経営改善借換資金特別融資要綱

令和4年12月28日制定

(目 的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに事業再構築等の事業好転の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、県内中小企業者及び組合（以下「中小企業者等」という。）の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者等に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、もって県内中小企業者等の経営の安定や収益力改善を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 大分県中小企業振興資金融資要綱第2条第1項第1号に規定するものをいう。
- (2) 組 合 大分県中小企業振興資金融資要綱第2条第1項第2号に規定するものをいう。
- (3) 特定事業 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種に属する事業をいう。
- (4) 経営行動計画 伴走支援型特別保証制度要綱（令和3年3月11日付け2021310中庁第2号。以下同じ。）に規定する計画をいう。

(県資金の預託)

第3条 知事は、その指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に融資を行わせるため、必要に応じ県の資金（以下「県資金」という。）を預託する。

2 前項の規定による県資金の額、預託条件及び預託方法は、予算の範囲内において知事が別に定めるものとする。

(指定金融機関の協調融資)

第4条 指定金融機関は、前条の規定による県資金の預託を受けたときは、知事が別に定めるところにより融資枠を設定し、融資を行わなければならない。

(融資対象者)

第5条 融資対象者は、中小企業者等であって、次の第1号から第6号に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、第7号から第9号までのいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内において、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）に基づく保険関係が成立する事業を行っていること。
- (2) 許可、認可等を必要とする業種にあっては、当該許可、認可等を取得していること、又は取得することが確実であること。
- (3) 保証付融資について、現に延滞又は求償権債務若しくは求償権保証債務がないこと。
- (4) 手形又は小切手の第1回目の不渡りが発生し、または発生記録をした電子記録債権が支払不能となり6箇月又は銀行取引停止処分後2箇年を経過していること。
- (5) 投機的な事業、金融業等、大分県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象外となる事業を

行っているものでないこと。

(6) 経営行動計画書を策定すること。

(7) 法第2条第5項第4号の規定に基づく認定（法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く）を受けたものであること。

(8) 法第2条第5項第5号の規定に基づく認定（法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く）を受けたものであること。

(9) 以下イからトのいずれかに該当するものであること。

イ 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること

ロ 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること

ハ 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること

ニ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること

ホ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

ヘ 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

ト 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

（融資の対象となる資金）

第6条 融資の対象となる資金は、前条第7号及び第8号に該当する者については経営の安定に必要な設備資金及び運転資金とし、前条第9号に該当する者については事業に直接必要な運転資金及び設備資金とする。

（融資条件等）

第7条 第4条の規定により指定金融機関が行う融資の融資条件等は、別表1に定めるとおりとし、当該融資については、保証協会の信用保証を付するものとする。

（融資の申込手続）

第8条 融資を受けようとする中小企業者等は、知事が別に定める要領により、融資の申込手続を行わなければならない。

（企業診断等の実施）

第9条 知事は、第4条の規定により指定金融機関が行う融資について必要があるときは、当該融資の申込みをした中小企業者等の経営内容、事業計画等について、調査又は診断を行うことができる。

（保証及び融資の決定）

第10条 保証協会及び指定金融機関は、双方協議のうえ、それぞれ保証及び融資の決定を行うものとする。

2 保証協会が前項の規定により保証を決定する場合に適用する保証制度は、伴走支援型特別保証制度要綱に

基づくものとする。

(融資事務の処理)

第 11 条 保証協会及び指定金融機関は、知事が別に定める要領により、融資に関する事務を処理しなければならない。

(企業調査等の実施)

第 12 条 知事、保証協会及び指定金融機関は、融資の目的を達成するため、融資を受けた者から必要な報告を求め、又は事業の状況、関係書類、帳簿等を実地に調査することができる。

(旧債務の肩替り等の禁止)

第 13 条 指定金融機関は、融資を行うに当たり、当該融資対象者の保証付債務以外の旧債務の肩替り、預金等の要請を行ってはならない。

(貸付金の一括返還)

第 14 条 指定金融機関は、融資をした後、当該融資を受けた者について次の事実があったときは、貸付金の全部又は一部について一括して返還させるものとする。

(1) 虚偽又は不正な手段により融資を受けたとき。

(2) 資金の目的外使用があったとき。

(3) 融資の日以降において事業を廃止したとき、又は第 2 条に規定する中小企業者等でなくなったとき。

(県資金の返還)

第 15 条 知事は、指定金融機関がこの要綱の規定に違反したときは、県資金を返還させることができる。

(雑 則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、融資等に関し必要な事項は、知事が保証協会及び指定金融機関の意見を聴いて定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

改正後のこの要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後のこの要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 7 条関係)

資金使途	保証限度額	融資期間	融資利率	保証料率	返済方法	担保等
設備・運転 資金	中小企業者・ 組合 1億円	10年以内	年 1.3%	保証協会が中 小企業者ごと に定める保証 料率とする。 ただし、 年2.20%を上 限とする。 (注1) (注2) (注3) (注5)	5年以内の据置 期間後、原則 として毎月元 金均等返済。 ただし、保証 期間が1年以内 の場合は一括 返済でも差し 支えない。	保証人について は、必要に応じ て徴求する。た だし、法人代表 者以外の連帯保 証人は原則徴求 しない。 また、経営者保 証免除対応を適 用する場合は法 人代表者の連帯 保証を徴求しな い。 担保については 、必要に応じて 徴収するものと する。

(注 1) 経営者保証免除対応を適用する場合は 0.2% を上乘せする。(注 5 に定める場合を除く)

※経営者保証免除対応：以下イ～ロいずれの要件にも該当することを指定金融機関に申出のうえ、指定金融機関及び信用保証協会の審査により、法人代表者の連帯保証を徴求しないことができる制度

イ 令和 2 年 1 月 2 9 日時点における直近の決算から確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること

ロ 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと

(注 2) 別表 1 の保証料率に対し、1.05% 以内（経営者保証免除対応を適用する場合は 1.25% 以内）で国が補助する。ただし、条件変更に伴い追加で生じる信用保証料については補助対象外とする。

(注 3) 国の補助に加え、別表 1 の保証料率に対し、1.15% 以内で県が補助する。

(注 4) 令和 7 年 3 月 31 日までは、既に貸し付けられている資金について、要綱上の融資期間を延長することができる。ただし、3 年を上限とする。

(注 5) 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱(令和 6 年 1 月 18 日付け 20240115 中庁第 15 号)に規定する信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとする場合は、年 0.25% または年

0.45%を上乗せする。